

日 銀 業 第 6 3 6 号
2 0 2 1 年 1 2 月 2 0 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の一部改正
に関する件

日本銀行では、保管店および直送場所における当座勘定の払戻について、取引
先が日本銀行金融ネットワークシステムを利用して払戻を請求し得ることとし
たこと等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日より実施するこ
としましたので通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第1編 I. 1. を横線のとおり改める。

1. 用語の定義等

本利用細則は、日本銀行の当座勘定取引先が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して当座勘定取引およびこれに関連する照会事務を行う場合に使用します。

本利用細則で使用する用語の定義については、「当座勘定規定」、「当座貸越に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則」、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「当座勘定特則」といいます。）、「逆引振替に関する規則」（以下「逆引規則」といいます。）、「当座勘定（同時決済口）に関する規則」（以下「同時決済口規則」といいます。）、「内国為替（同時決済口）取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「内国為替（同時決済口）規則」といいます。）、「海外預り金勘定に対する入金に関する規則」（以下「海外預り金入金規則」といいます。）、「外国中央銀行等のために行う振込に関する規則」（以下「振込規則」といいます。）、「振替社債等資金同時受渡関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、本利用細則以外の他の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則」（以下「利用細則」といいます。）によるほか、次のとおりとします。

- (1) }
∫ } 略（不変）
(11) }

(11) の 2 保管店

日本銀行が銀行券の受払を行う場所として特に認めた、取引先が属する金融機関の店舗をいいます。

(11) の 3 直送場所

日本銀行が行う現金の受払に関する規則第3条に規定する「日本銀行が特に認めた場合」として日本銀行が認めた、取引先の営業所等内または取引

先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内をいいます。

(12) 当座勘定払戻請求

取引先が、自己の当座勘定の払戻を日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店または直送場所において受ける場合の日銀ネットを利用して行う日本銀行への払戻の請求をいい、「払戻請求（日本銀行本支店等）」がこれに該当します。

(13) 略（不変）

(14) 略（不変）

(15) 当座勘定払戻先

自己の当座勘定の払戻を日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店または直送場所において受ける取引先をいいます。

以下略（不変）

○ 第1編 I. 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 当座勘定払戻請求

イ、当座勘定払戻請求

払戻請求入力先は、次表に掲げる業務処理区分コードに応じた所定の端末操作手順に従い、日本銀行に対して、当座勘定払戻請求を行うことができます。

この場合、当該請求のための電文において、指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日またはその翌営業日に限ります。ただし、市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合に指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日の翌営業日に限ります。

略（不変）

ロ、暗証番号の取得

当座勘定払戻先は、日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店

または直送場所において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、暗証番号が必要となります。

払戻請求入力先は、イ、の電文を送信した後、次表に掲げる業務処理区分コードに応じた所定の端末操作手順に従い、暗証番号を取得します。

この場合、暗証番号の取得のための電文において、指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日またはその翌営業日に限りません。

略（不変）

ハ、当座勘定の引落の実行

日本銀行は、当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店において当座勘定の払戻を受ける場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において指定された取引実行日に、当座勘定払戻先から日銀窓口にて「当座勘定払戻確認情報記入票」が呈示された際に、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、遅滞なく、当座勘定の引落を行います。また、日本銀行は、当座勘定払戻先が市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において指定された取引実行日の前営業日（保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、取引実行日の前営業日の午後4時まで）に、当座勘定払戻先または払戻請求入力先から日本銀行にファクシミリにより「当座勘定払戻確認情報記入票」が提出された際に、当該取引実行日において、当座勘定払戻先の当座勘定に引落資金が確保されているときに限り、遅滞なく、当座勘定の引落を行います。

この場合、日本銀行は、オンライン取引先である当座勘定払戻先（ただし、出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受ける当座勘定払戻先を除きます。）および払戻請求入力先（出先拠点を通じて自己の当座勘定の払戻を受けるために行う払戻の請求または業務区域外からの払戻請求を行った払戻請求入力先に限りません。）に対して、当座勘定の引落を行った旨を通知します。

- 第1編 I. 2. (5) の表を横線のとおり改める。

業務処理区分名			業務処理区分 コード
大区分	中区分	小区分	
当座勘定	} 略（不変）		
∫			
準備預金			
当座勘定	照会データファイル 取得 ^(注1)	当座勘定残高等	214201
当座勘定	照会データファイル 取得 ^(注1)	受払明細 ^(注2)	214202
準備預金	照会データファイル 取得 ^(注1)	所要準備額等	284201

(注1) 略（不変）

(注2) 「現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」第3条第2項の2にもとづき、同一の金融機関等に属する非オンライン取引先のために市中流通拠点、保管店または直送場所における当座勘定への入金に対応する当座勘定取引の受払明細を取得する場合には、所定の端末操作手順に従い、当該入金に対応する受払明細を取得してください。

○ 第1編VI. 1. を横線のとおり改める。

1. 「払戻請求（日本銀行本支店等）」の送信

払戻請求入力先は、当座勘定払戻請求を行う場合には、所定の端末操作手順（業務処理区分コード：211501）に従い、「払戻請求（日本銀行本支店等）」を日本銀行に送信します。この場合において、払戻請求入力先は、業務区域外からの払戻請求のための「払戻請求（日本銀行本支店等）」の送信を行ったときは、当座勘定払戻先との間で、取引内容等について十分に連絡を取り合ってください。

この場合、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において、指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日またはその翌営業日に限ります。ただし、市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合に指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日の翌営業日に限ります。

また、市中流通拠点において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、取引実

行日として「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）」にもとづき日本銀行から通知された払戻日を、払戻金額として同細則にもとづき日本銀行から通知された金額を、それぞれ指定するとともに、受領権限者IDとして「999999」を指定してください。

保管店または直送場所において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には受領権限者IDとして「999999」を指定してください。

日本銀行は、「払戻請求（日本銀行本支店等）」を受信した場合には、払戻請求入力先に対して、「当座勘定払戻請求電文処理済通知（日本銀行本支店等）」（2115-00100）を送信します。日本銀行は、当該「当座勘定払戻請求電文処理済通知（日本銀行本支店等）」に受付番号を表示します。

当座勘定払戻先は、日銀当座勘定取引店において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」に従い、支払金内訳をファクシミリ送信等の方法により、別途日銀当座勘定取引店に通知してください。

当座勘定払戻先は、保管店において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」に従い、銀行券払出依頼書をファクシミリ送信等の方法により、別途日銀当座勘定取引店に通知してください。

当座勘定払戻先は、直送場所において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」に従い、支払金内訳をファクシミリ送信等の方法により、別途日銀当座勘定取引店に通知してください。

○ 第1編VI. 2. を横線のとおり改める。

2. 暗証番号の取得

当座勘定払戻先が日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定払戻請求にもとづく当座勘定の払戻を受ける場合には、受付番号および暗証番号が必要となります。

以下略（不変）

○ 第1編VI. 3. ②の次に次の③および④を加える。

③当座勘定払戻先が保管店において当座勘定の払戻を受ける場合

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（保管店）に関する規則」第5条第1項各号または「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（保管店）に関する特則」第6条第1項各号に規定する事項

④当座勘定払戻先が直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する規則」第5条第1項各号または「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する特則」第6条第1項各号に規定する事項

○ 第1編VI. 4.（注）を横線のとおり改める。

（注）ただし、当座勘定払戻先が市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合において、当該当座勘定払戻先が日本銀行にファクシミリ送信等の方法により「当座勘定払戻確認情報記入票」を提出した後、「払戻請求（日本銀行本支店等）」の取消または訂正を行う必要が生じたときは、あらかじめ日銀当座勘定取引店に連絡してください。

○ 第2編の業務処理区分「当座勘定 入金・払戻請求 払戻請求（日本銀行本支店等）」（コード211501）の概要を横線のとおり改める。

概 要

日銀当座勘定取引店または、市中流通拠点、保管店または直送場所における当座勘定の払戻の請求を行います。

なお、「払戻請求（日本銀行本支店等）」において、指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日またはその翌営業日に限ります。ただし、市中流通拠点^{（注1）}、保管店^{（注2）}または直送場所^{（注3）}において当座勘定の払戻を受ける場合に指定することができる取引実行日は、当該電文の送信日の翌営業日に限ります^{（注）}。

（注1）略（不変）

（注2）保管店において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、払戻を行う日の前営業日の午後4時までに、当該払戻を行う日を取引実行日として指定

してください。

(注3) 直送場所において自己の当座勘定の払戻を受ける場合には、払戻を行う日の前営業日の午後4時までに、当該払戻を行う日を取引実行日として指定してください。

○ 第2編の業務処理区分「当座勘定 入金・払戻請求 払戻請求（日本銀行本支店等）」（コード211501）のを横線のとおり改める。

①

年月日（和暦または西暦のいずれか一方）を入力します。

（例）令和2年4月1日（和暦）…… [020401]

〃 （西暦）…… [20200401]

取引実行日を送信日とする場合には入力を省略することができます。

（注）市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、送信日の翌営業日を指定します。

② 略（不変）

③

（例）[000001]

④を入力しない場合には、③を入力後 ボタンを押します。

（注）市中流通拠点、保管店または直送場所において当座勘定の払戻を受ける場合には、「999999」と入力します。

以下略（不変）